



## そらいろ通信 8月

\*社内に笑顔を咲かせましょう\*

◆業務ご案内◆

- ・労務管理・年金等のご相談
- ・給与計算・年末調整
- ・就業規則・諸規程のご相談・作成
- ・人事・賃金制度に関するご提案
- ・労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- ・労災に関するご相談・請求手続き



暑中お見舞い申し上げます。いつもにも増して、暑さが  
厳しい気がいたします。

さて、そんな中、涼を求めて米原市の醒ヶ井宿へ梅花藻  
を見に行ってきました。中山道を通る地蔵川という清  
流に、梅の花に似た小さな白い花が川面から顔を出して  
います。水も冷たくて、とても気持ちよかったです。  
早く暑い夏が終わりますように…願って過ごす毎日  
です。



\*新人に聞いた 改めてほしい先輩の言動\*

先月は新人の言動について先輩の意見をお載せしましたが、今月は改めて  
ほしい先輩の言動ということで新人に聞きました。(日経プラス1より)

1. あいさつしたら、きちんと返してほしい。
2. 機嫌が悪いと口調が荒くなるのはやめてほしい。
3. 指示はこまめに出してほしい。
4. 飲み会はだらだら続けず、終わり時間を決めてほしい。
4. 日々の業務の意味や目的をきちんと説明してほしい。

意識の違いを乗り越えるための新人の心構えとしては、

- 仕事の意味や目的はやってみないとわからない。まず与えられた仕事  
に全力を尽くす。
- 雑用を含めた日々の仕事をやり遂げることが「自分のやりたい仕事」  
への近道。
- 常に相手の期待を想像し、先回りして行動する。
- 先輩の指示や注意で分からないことがあれば、放置せずにどんどん質  
問する。

## ★これで完璧！ 8月の事務



### ☆賞与からの健保・厚生年金保険料の徴収と賞与支払届の提出☆

社会保険の被保険者については、健康保険（都道府県ごとに異なります。料率は、通信 22 年 3 月号参照ください） 介護保険 7.5/1,000 厚生年金保険 78.52/1,000 雇用保険（一般）6/1,000（建設）7/1,000 の保険料をそれぞれ徴収します。健康保険・厚生年金保険については、支給日から 5 日以内に「賞与支払届」を作成し提出します。

### ☆源泉徴収税額、特別徴収税額の納付☆

7 月分の所得税の源泉徴収税額、住民税の特別徴収税額を、8 月 10 日までに納付。

### ☆社会保険料、児童手当拠出金の納付☆

7 月分の社会保険料・児童手当拠出金を 8 月 31 日までに納付。

### ☆6 月決算法人の確定申告と納税☆

6 月決算法人の確定申告と納税、12 月決算法人の中間（予定）申告と納税がともに 8 月中の決算応答日までです。



## 仕事ができない社員を解雇したいのですが？

Q. パソコンのスキルが低く、ミスの多い社員がいます。仕事ができないことを理由に解雇することはできますか？

A. 就業規則には通常、能力不足や適格性がない、というものが解雇事由として定められていることが多いのですが、実際には、能力不足を理由にただちに解雇するのは難しいとされています。判例では、会社側が指導や教育などの努力をしたうえで、それでも向上の見込みがないと判断される場合に限って解雇が認められています。

能力不足の程度が著しいかどうか、と判断されることが必要ですが、平均的な水準に達していなかったとしても、それだけでは不十分です。人事考課で著しく評価が低くても、人事考課は相対値であり絶対値ではないから認められない、他に、パソコンが使いなかつた社員について、日常の作業を通じて習熟することが可能であった、として能力不足を否定されている判例があります。

そうすると、現実的な対応策としてどのようなものがあるかといえば、①会社が指導や教育訓練を十分に行うこと、②配置転換、③賃金の引き下げなどが考えられます。①の指導、教育訓練については、何らかの指導を行ったときには、後々それを証明できるように、記録を残しておくことよいでしょう。②の配置転換は、小さな会社であれば現実的には転換させられる業務も少なく困難であるため重視はされませんが、配転させるにこしたことはありません。（それが難しいと予想されるなら、雇入れ時に業務の種類を明確にして契約しておきましょう。）③能力に応じた賃金の引き下げは検討すべきですが、一方的な引き下げをすると、またトラブルになりますので、雇用を維持するためにはやむを得ないことだと十分に説得することが必要です。能力を評価する賃金制度を導入している場合には、判例も、引き下げについて使用者の裁量権を広く認める傾向がありますので、そういった制度を作っておくことも役立ちます。

\*いきいきした会社づくりをお手伝い\*

羽渕貴久子社会保険労務士事務所

社会保険労務士 羽渕貴久子

TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554

E-MAIL habuchi@sky.memail.jp

URL <http://ikiiki30.com/>

